

総会

配布：一般

2014年2月7日

第68会期

議事日程議題25

2013年12月20日に総会により採択された決議

〔第二委員会の報告書 (A/68/444) に基づく〕

68/231 2016年、豆類の国際年

総会は、

豆類は、食料と飼料の両方に用いられる、さやの中に様々な大きさ、形および色の1から12の穀粒または種を産する一年生のマメ科の作物であり、「豆類」という用語は、乾湿性の穀粒としてのみ刈り入れられる作物に限定されており、それゆえ食料として刈り入れられる青野菜、植物性作物として分類される、並びに油の抽出のために主に用いられる作物および種を蒔く目的のために専ら用いられるマメ科の作物¹を除いていることに留意し、

レンズマメ、大豆、エンドウ豆およびヒヨコ豆のようなマメ科の作物は、地球上の人々のための植物由来のタンパク質とアミノ酸の重要な源であり、並びに、動物のための植物由来のタンパク質の源であることにもまた留意し、

世界食料計画および他の食料援助活動は、一般的な食料バスケットの非常に重要な部分として豆類を用いていることを想起し、

豆類が、食料安全保障および栄養摂取を目的とした持続可能な食料生産の一部として果たす役割に注意を集中することを要望し、

¹ 国際連合食糧農業機関の「豆類およびその生産物」の定義に基づく。

豆類は、土地の産出力を増すことに貢献する窒素含有成分のあるまた環境に良い影響を与えるマメ科の植物であることを認識し、

世界中の保健機関が、肥満に対処すること並びに糖尿病、冠状動脈の異常および癌のような慢性病を予防しまた管理を助けるための健康的な食物の一部として豆類を食べることを勧告したこともまた認識し、

そのような祭典が、豆類に基づくタンパク質をより良く利用する食物連鎖を通じた関係を奨励し、豆類の地球的規模の生産を進め、作物の輪作をより良く利用しそして豆類取引における課題に対処するすばらしい機会を創造するであろうことを信じ、

豆類の栄養的利益の一般への認識を高めまた持続可能な農業を進める必要性を確認し、

1980年7月25日の経済社会理事会決議 1980/67 の添付文書の第13項と14項に従って、国際年は、その組織および資金調達のための基本的取極が為される前に宣言されるべきではないことを再確認し、

国際連合食糧農業機関の会議の2013年6月22日の決議 6/2013 を歓迎し、

1. 2016年国際豆類年を宣言することを決定する。
2. 国際年および記念祭に関する経済社会理事会決議 1980/67 および国際年の宣言に関する1998年12月15日の53/199並びに2006年12月20日の61/185の総会決議を再確認する。
3. 国際連合食糧農業機関に対し、経済社会理事会決議 1980/67 の添付文書に含まれた規定に注意して、政府、関連する機構、非政府組織および全ての関連する利害関係者と共同して、同国際年の実施を促進することを招請する。
4. 事務総長に対し、経済社会理事会決議 1980/67 の添付文書の第23項から27項を念頭に置

きつつ、本決議の実施から生じる活動について、焦点を絞った且つ簡潔な報告書、それは特に同国際年の評価について詳述している、を第 73 会期の総会に提出することを要請する。

5. 国際連合食糧農業機関に対し、これに関連した進展について総会に知らせ続けることを招請する。

6. 上記本決議の実施から生じるであろう全ての活動および主導的機関の職務権限の範囲内の現在の活動を越えた活動の経費は、民間部門からのものを含む、自発的拠出金を通して支払われるべきことを強調する。

7. 全ての関連する利害関係者に対し、自発的拠出金を支払うことおよび同国際年に他の形態の支援を提供することを招請する。

第 71 回本会合
2013 年 12 月 20 日